

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 13日

富山県知事

新田八朗 殿

提出者

住 所 富山県高岡市二塚3288番地

氏 名 中越パルプ工業株式会社 生産本部二塚製造部

生産副本部長 奥村 徹

電話番号 0766-28-6600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 事業場の名称 | 中越パルプ工業株式会社 生産本部 二塚製造部 | |
| 事業場の所在地 | 富山県 高岡市 二塚 3288番地 | |
| 計画期間 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 | |
| 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 | | |
| ① 事業の種類 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | |
| ② 事業の規模 | 13,980百万円（令和4年度製品出荷額） | |
| ③ 従業員数 | 99人 | |
| ④ 産業廃棄物の一連の処理の工程 | <p>○排水処理工程 製紙汚泥 → 脱水処理 → 汚泥焼却炉 → ばいじん → 処理委託 製紙汚泥 → 脱水処理 → 最終処分</p> <p>○発電工事 燃料(石炭・バイオマス燃料) → ボイラー → ばいじん → 処理委託</p> | |

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- 廃棄物処理総括責任者:生産本部副本部長
廃棄物処理に関する会議の招集、方針の策定、各種事項の決定および承認
- 廃棄物管理担当:環境管理統括部
廃棄物に関する各種事項の実務 : 廃棄物処理計画の作成、管理状況の把握・改善案の策定、処理施設の運転・維持管理状況の把握、処理委託先の調査・選定・契約および管理監査、廃棄物管理票の交付および管理、監督官庁への各種報告および届出、社員への環境教育・啓発等

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

| 【前年度（令和4年度）実績】 | | |
|-----------------------------------|----------|----------|
| No. | 産業廃棄物の種類 | 排出量 |
| 1 | 汚泥 | 51,532 t |
| 2 | ばいじん | 21,461 t |
| 3 | 燃え殻 | 1,061 t |
| 4 | 廃プラスチック類 | 332 t |
| 5 | 廃油 | 1 t |
| 6 | 金属くず | 1 t |
| (これまでに実施した取組) | | |
| ・汚泥発生量削減(排水処理設備管理の強化、原料歩留対策と管理強化) | | |
| 【目標】 | | |
| No. | 産業廃棄物の種類 | 排出量 |
| 1 | 汚泥 | 52,000 t |
| 2 | ばいじん | 21,000 t |
| 3 | 燃え殻 | 960 t |
| 4 | 廃プラスチック類 | 350 t |
| 5 | 廃油 | 3 t |
| (今後実施する予定の取組) | | |
| ・汚泥発生量削減(排水処理設備管理の強化、原料歩留対策と管理強化) | | |

産業廃棄物の分別に関する事項

| | |
|-----|--|
| ①現状 | (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・鉄系、ステンレス系金属有価物の分別強化 ・廃プラスチックの分別強化 |
| ②計画 | (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・古紙の分別強化と原料有効利用 ・設備改良、操業改善等による廃棄物排出抑制と削減 |

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

| | | | |
|-----|-----------------------|---|---|
| | 【前年度（令和4年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 | t | t |
| ①現状 | (これまでに実施した取組) | | |
| | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 | t | t |
| ②計画 | (今後実施する予定の取組) | | |

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

| | | | |
|-----|---|------------|---|
| | 【前年度（令和4年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 有機汚泥(製紙汚泥) | |
| | 自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量 | 51,532 t | t |
| | 自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量 | 39,293 t | t |
| ①現状 | (これまでに実施した取組) 汚泥発生量削減(排水処理設備管理の強化、原料歩留対策と管理強化) | | |
| | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 有機汚泥(製紙汚泥) | |
| | 自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 | 52,000 t | t |
| | 自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量 | 40,000 t | t |
| ②計画 | (今後実施する予定の取組) 汚泥発生量削減(排水処理設備管理の強化、原料歩留対策と管理強化) | | |

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

| | | | |
|-------------------|---------------------------|------|---|
| | 【前年度（令和4年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 | t | t |
| (これまでに実施した取組) | | | |
| | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 | t | t |
| (今後実施する予定の取組) | | | |
| 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 | | | |
| | 【前年度（令和4年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 別紙-1 | |
| | 全処理委託量 | t | t |
| | 優良認定処理業者への処理委託量 | t | t |
| | 再生利用業者への処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者への処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | t | t |
| (これまでに実施した取組) | | | |

| 【目標】 | | |
|---------------|---------------------|------|
| ②計画 | 産業廃棄物の種類 | 別紙-2 |
| | 全処理委託量 | t t |
| | 優良認定処理業者への 処理委託量 | t t |
| | 再生利用業者への 処理委託量 | t t |
| | 認定熱回収業者への 処理委託量 | t t |
| (今後実施する予定の取組) | | |
| ※事務処理欄 | | |

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

■別紙-1. 産業廃棄物の処理委託状況 令和4年【2022年度実績】

(单位:t)

■別紙-2. 産業廃棄物の処理委託計画【目標】

| 産廃の種類 | 有機汚泥 (製紙汚泥) | ばいじん (製紙汚泥由来) | ばいじん (発電由来) | 燃え殻 | 無機汚泥 | 廃プラスチック | 廃油 | (単位:t) |
|----------------|--|--|--|---|----------------------------------|---|---|---|
| 全処理委託量 | 0 | 12,000 | 9,000 | 960 | 100 | 350 | 3 | 22,413 |
| 優良認定業者への処理委託量 | 0 | 1,000 | 9,000 | 960 | 100 | 200 | 0 | 11,260 |
| 再生利用業者への処理委託量 | 0 | 12,000 | 9,000 | 600 | 0 | 350 | 3 | 21,953 |
| 認定熱回収業者への処理委託量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自ら中間処理した量 | 52,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 52,000 |
| 今後実施する予定の取り組み | 自ら中間処理した後の残渣 12,000 自ら中間処理により減量した量 40,000 | 目標の内訳 再生利用事業者への委託を推進し最終処分量が生じないようにする。 有機物化及び再生利用事業者への委託を推進し最終処分量を削減する。 | ばいじん (発電由来) 灰分の少ない燃料構成を検討し、今後も再生利用事業者への委託を推進し最終処分量を削減する。 ばいじん (発電由来) 石炭燃料を減らしばいじんを削減する。 | ばいじん (発電由来) 今後も再生利用事業者への委託を推進し最終処分量を削減する。 | ばいじん (発電由来) 発生の抑制、減量に取り組む。 | ばいじん (発電由来) 利用事業者への委託を推進し最終処分量が生じないようにする。 | ばいじん (発電由来) 有機物化及び再生利用事業者への委託を推進し最終処分量が生じないようにする。 | ばいじん (発電由来) 有機物化及び再生利用事業者への委託を推進し最終処分量が生じないようにする。 |